

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度鏡川流域関係人口創出・拡大業務

(2) 目的

本市では、少子高齢化等により資源が不足し、各分野や各地域、既存事業だけでは解決できない地域課題を、鏡川の源流域から河口域までがひとつの市域におさまる本市における「上流と下流」、「流域内と流域外」の相互連携・相互補完の関係によって解決に導く、「パートナーシップの醸成」と「ネットワークインフラの整備・活用」を行うものとし、令和3年度より、「①流域内関係人口の創出」「②流域外関係人口の創出」「③流域内・外関係人口の拡大」「④ネットワークインフラの導入・運用」を内容とする、鏡川流域関係人口創出事業を実施している。

当該事業は、鏡川流域と多様に関わる関係人口の創出・拡大（①②③）と、関わりとつながりを可視化し、循環を促進させるネットワークインフラの導入・運用（④）を一体的に実施することによる相乗効果を持って、鏡川流域における「自然と人」「人と人」の多様な関わりやつながりを促進し、鏡川流域の自然資本の価値と持続性を高めるものである。

本業務は、このうち①②③として、鏡川流域における生態系サービス及び自然の持つ社会的共通資本としての価値を深く理解し、これを生かすための多様な関わりを創出できる人材（鏡川流域関係案内人）を育成する講座及びプロモーションを実施することで、鏡川流域において「自然と人」「人と人」が多様につながる関係人口を創出・拡大することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「令和5年度鏡川流域関係人口創出・拡大業務 仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 予算限度額

12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

公告日から契約相手方の優先交渉業者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされな

かったものとみなす。

- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 直近 2 年間分の市町村税を滞納していない者
- (7) 直近 2 年間分の都道府県税を滞納していない者
- (8) 直近 2 年間分の国税を滞納していない者
- (9) 直近 2 年間分の社会保険料を滞納していない者

3 実施スケジュール(予定)

| 実施内容 | 日程 |
|---------------------------|--------------------|
| 質疑書の提出期限 | 令和 5 年 5 月 16 日(火) |
| 質疑書に対する回答 | 令和 5 年 5 月 17 日(水) |
| 参加意向申出書の提出期限 | 令和 5 年 5 月 22 日(月) |
| 参加資格確認結果の通知 | 令和 5 年 6 月 1 日(木) |
| 企画提案書の提出期限 | 令和 5 年 6 月 12 日(月) |
| プロポーザル選定委員会の審査（プレゼンテーション） | 令和 5 年 6 月 16 日(金) |
| 審査結果の通知 | 令和 5 年 6 月 19 日(月) |
| 契約の締結 | 令和 5 年 6 月 26 日(月) |

4 質疑・回答

- (1) 提出書類
質問書（様式第 1 号）
- (2) 提出方法
FAX 又は電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。
- (3) 提出期限
令和 5 年 5 月 16 日（火） 正午（必着）
- (4) 提出先
「8 提出及び問い合わせ先」と同じ。
- (5) 回答方法
令和 5 年 5 月 17 日（水）に高知市新エネルギー・環境政策課ホームページに掲載する。

5 参加意向申出書

- (1) 提出書類
 - ① 参加意向申出書（様式第 2 号）
 - ② 資格要件確認書（様式第 3 号）
 - ③ 使用印鑑届（様式第 4 号）
 - ④ 登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
 - ⑤ 市町村税に係る納税証明書

※滞納がないことの証明書又は直近 2 事業年度の納税証明書

※所在地が東京 23 区の場合は提出不要

⑥ 都道府県税に係る納税証明書

※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書

⑦ 国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書）

- ・法人＝法人税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）
- ・個人＝申告所得税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税

【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税（個人の場合は『源泉所得税』）」と記載し請求。

※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では，源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。

⑧ 社会保険料納入確認（申請）書（様式第5号）

※直近2年間に未納がないことの証明書

⑨ 財務諸表

※直近1事業年度の決算書類

- ・法人＝貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書等の写し
- ・個人＝青色申告書の写し又は確定申告書の写し（決算資料を含む）

⑩ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第6号）

⑪ 共同企業体による申請に係る書類

ア 共同企業体結成に係る協定書

協定書には，出資比率，構成員ごとの担当業務，構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。

イ 委任状（様式第7号）

共同企業体の代表者を受任者とし，各構成員が委任者として提出すること。なお，記入の際には，各団体の所在地，商号（名称），代表者名を明記し，各団体の代表者印を押印すること。

【注意事項】

- ・官公署等の証明書類は，申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- ・本市の令和4・5年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は，③～⑩の提出は不要とする。
- ・共同企業体により提案する場合は，構成員ごとに②～⑩を提出すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし，①～⑩は各1部（共同企業体は⑪をあわせて提出）を持参（土曜日，日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和5年5月22日（月）正午（必着）

(4) 提出先

「8 提出及び問い合わせ先」と同じ。

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い，審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお，資格審査により失格となった者は，通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に，この理由について説明を求めることができる。

6 企画提案書作成要領

参加資格確認結果通知を受け，資格を有することを認められた事業者は，次に定めるところにより企画提案

書を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ① 企画提案応募申請書（様式第 8 号）
- ② 企業の業務実績調書（様式第 9 号）
- ③ 業務の実施体制（様式第 10－1 号）
- ④ 業務の実施体制図（様式第 10－2 号）
- ⑤ 企画提案書（様式第 11 号）

企画提案書における様式は、以下の全ての提案についてあわせて A 4 横型（片面）で 30 枚以内とし、参考資料として別に A 3 横型（片面）10 枚まで添付可とする。なお、表紙や目次は制限枚数に含まない。

| 項目 | 留意点等 |
|--|--|
| 業務の実施方針 | 鏡川流域関係人口創出事業及び本業務の目的を踏まえ、鏡川流域関係人口の創出及び拡大に寄与する適切で効果的な実施方針を提案すること。 |
| 業務内容及び業務内容に関する共通の留意事項 | 仕様書「6 業務内容」中「(1) 流域内関係人口の創出」「(2) 流域外関係人口の創出」「(3) 流域内・外関係人口の拡大」について、仕様書に基づき、鏡川流域関係人口の創出及び拡大に寄与する効果的な提案を提示すること。なお、仕様書中「7 流域内・外関係人口の創出・拡大に関する共通の留意事項」の内容に留意すること。 |
| 今後の取組に関する中長期的な展望並びに当面の財源の確保及び事業継続のための仕組みづくりに係る提案 | 鏡川流域関係人口創出事業及び本業務の目的を踏まえ、仕様書中「8 今後の取組に関する中長期的な展望並びに当面の財源の確保及び事業継続のための仕組みづくり」を参照し、鏡川流域関係人口創出事業が起点となって展開される中長期的な可能性等及びその実現のための取組、並びに短期的及び中長期的な財源を確保するための具体的な仕組みについて記載すること。 |

⑥ 業務工程表

仕様書に基づき、想定される工程を記載すること。様式と枚数は自由、ただし A 4 片面とする。

⑦ 業務参考見積書

1－(5)に記載している予算限度額の範囲内で、仕様書の業務内容それぞれについて、内訳が分かるように見積もること。様式と枚数は自由、ただし A 4 片面とする。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、それぞれ正本 1 部、副本 9 部を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 6 月 12 日（月） 正午（必着）

(4) 提出先

「8 提出及び問い合わせ先」と同じ。

(5) 留意事項

企画提案書は 1 者 1 提案とし、企画提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

7 審査及び審査基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、審査は 2 段階で実施する。

- ① 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、企画提案書の提出者を選定する。
- ② 2次審査は、別記「審査基準」に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に優先交渉業者及び次点者を特定する。なお、開催日時、会場等は別途指定し、参加人数は問わない。プレゼンテーションは20分以内、質疑は15分程度とし、高知市役所内での対面形式又はweb会議システム「Zoom」を用いたオンライン形式のいずれかを提案者が選択できるものとする。プレゼンテーションへの参加方法については参加意向申出書（様式第2号）に希望の形式を記載すること。なお、プレゼンテーションの際にパソコン等の使用を認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器（HDMIケーブル以外の接続ケーブルを含む）は各自準備すること。[使用予定のプロジェクター：EPSON LCD PROJECTOR EB-X24]

(2) 審査実施主体

令和5年度鏡川流域関係人口創出・拡大業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。構成は、委員長、副委員長及び委員（以下「選定委員」という。）3名の計5名である。

(3) 審査基準

1次審査の参加資格要件確認は、「2 参加資格要件」のとおりとし、2次審査の審査基準は、別記「審査基準」のとおりとする。

(4) 優先交渉業者の決定

選定委員会による審査を経て、総得点が最も高い者を優先交渉業者に決定する。ただし、最低基準点（合計点が満点の60%）を超える者だけを対象とする。また、提案者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するが、最低基準点を超えていなければ決定しない。

なお、総得点が同点の場合は、業務参考見積額が安価な者から順位を決定する。また、業務参考見積額も同額の場合は、くじにより選定する。優先交渉業者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を優先交渉業者とする。次点者についても、最低基準点をを超える者だけを対象とする。

(5) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知し、2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

8 提出及び問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

高知市環境部新エネルギー・環境政策課 担当：橋田、山中

電話番号：088-823-9209 FAX 番号：088-823-9553

E-mail：kc-180500@city.kochi.lg.jp

9 優先交渉業者の決定と契約

「7 審査及び審査基準」により選定された優先交渉業者と契約締結の交渉を行う。優先交渉業者との契約交渉が期間内に整わず不調の時は、得点の高い次点者から順次契約締結の交渉を行う。なお、優先交渉業者との交渉期間は2次審査結果の通知書に記載する。また、提案者は、提出した提案書等の内容に基づき業務を実施するものとするが、当該提案内容によっては、仕様の一部を変更した上で契約する場合がある。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された企画提案書は無効とする。
 - ① 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ② 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合。
 - ③ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ④ 業務参考見積書に記載された金額が、1-(5)に記載している予算限度額より大きい場合。
- (4) 優先交渉業者の決定から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、契約候補の決定を取り消し、又は契約を締結しないことがある。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (5) 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (6) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のためにその写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第12号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (9) 参加を辞退するときは、必ず高知市新エネルギー・環境政策課に参加辞退届（様式第13号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (10) 審査結果の通知時に、優先交渉業者の名称、所在地及び総得点、その他の参加者（名称は公表しない）の総得点について、高知市のホームページで公表する。
- (11) 契約締結後、契約相手方、契約締結日、契約金額について、高知市ホームページで公表する。
- (12) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を順守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）

(別記)

審査基準

| 審査項目 | 評価項目等 | 配点 | 評価の視点 |
|-------------|---|------|---|
| 1 企画 提案書 | 業務の実施方針 | 5点 | 鏡川流域関係人口創出事業及び本業務の目的を理解し、鏡川流域関係人口の創出及び拡大に寄与する適切で効果的な実施方針が示されているか。 |
| | 業務内容 (1) 流域内関係人口の創出 | 15点 | 仕様書に基づいた具体的な提案がなされており、流域内関係人口の創出への効果が期待できる内容であるか。 |
| | 業務内容 (2) 流域外関係人口の創出 | 15点 | 仕様書に基づいた具体的な提案がなされており、流域外関係人口の創出への効果が期待できる内容であるか。 |
| | 業務内容 (3) 流域内・外関係人口の拡大 | 10点 | 仕様書に基づいた具体的な提案がなされており、流域内・外関係人口の拡大への効果が期待できる内容であるか。 |
| | 業務内容に関する共通の留意事項 (1) 「ぼっちり」の活用及び運営への参画 | 10点 | 鏡川流域関係案内人自身が「ぼっちり」を活用して関係人口を自律分散的に拡大するための具体的な設計が提案されているか。 鏡川流域関係案内人が将来的には運営団体になることを視野に入れ、「ぼっちり」の運営に主体的に参画するための具体的な設計が提案されているか。 |
| | 業務内容に関する共通の留意事項 (2) 鏡川流域関係案内人等のコミュニティの構築及び運営、支援等 | 10点 | 鏡川流域関係案内人が主体的にコミュニティを構築し、運営し、及び継続するための具体的な設計が提案されているか。 |
| | 今後の取組に関する中長期的な展望並びに当面の財源の確保及び事業継続のための仕組みづくりに係る提案 | 10点 | 鏡川流域関係人口創出事業が起点となって展開される中長期的な可能性等が示され、その実現のために事業提案者の強み、独自性等を生かして貢献できる提案であるか。 事業継続のために、短期的及び中長期的な財源を確保するための具体的な仕組みが提案されているか。 |
| 2 業務工程 | | 5点 | 講座の開催、プロモーション活動等の実施について、効果的で無駄のない業務工程となっているか。 |
| 3 業務実施体制 | | 10点 | 効果的かつ円滑に業務を遂行するために必要な人員が確保され、業務分担及び人員配置が適切に行われているか。 |
| 4 企業 評価 | 類似業務実績 | 4点 | 類似業務の実績（件数）が十分にあるか。 |
| | 主たる営業所等の有無 | 3点 | 高知市内に主たる本社又は本店、又は支社、支店、営業所等を有しているか。 |
| 5 業務参考見積額 | | 3点 | 市の財政負担を踏まえた適正な金額であるか。 |
| 合計 | | 100点 | |